

アクティビティノート <第 290 号>

2021年3月度の受付相談事例を中心に記載しています。

1. 相談業務
 - 1-1 2021年3月度相談受付件数 ……p.2
 - 1-2 受付相談事例および内容の紹介 ……p.3～12
2. ちょっと注目 『 静かな時限爆弾アスベスト』 ……p.13～15
3. コラム 『 製造物責任（PL）法に関連したよくある問い合わせ
～欠陥と因果関係の立証』 ……p.16

お知らせ

◆2020年度（2020年4月～2021年3月）の相談状況は下記の通りでした。

総受付件数	432件（前年比158%）
クレーム関連相談	140件（前年比117%）
一般相談	292件（前年比191%）

総受付件数は432件と前年に比べ大幅に増加。相談内容別に見るとクレーム関連相談、一般相談共に増加。特に一般相談の増加が顕著でした。

TOPICS**静かな時限爆弾アスベスト**

昨年、珪藻土バスマットにアスベストが混入していることが分かり、メーカーが自主回収する騒ぎがありました。そこで、今月度はアスベストの危険・有害性について解説します。

**製造物責任（PL）法に関連したよくある問い合わせ
～欠陥と因果関係の証明～**

PL法に関連した“よくある問い合わせ”を紹介して行く連載コラム。今月度は「欠陥と因果関係の証明」について取り上げました。

1. 相談業務

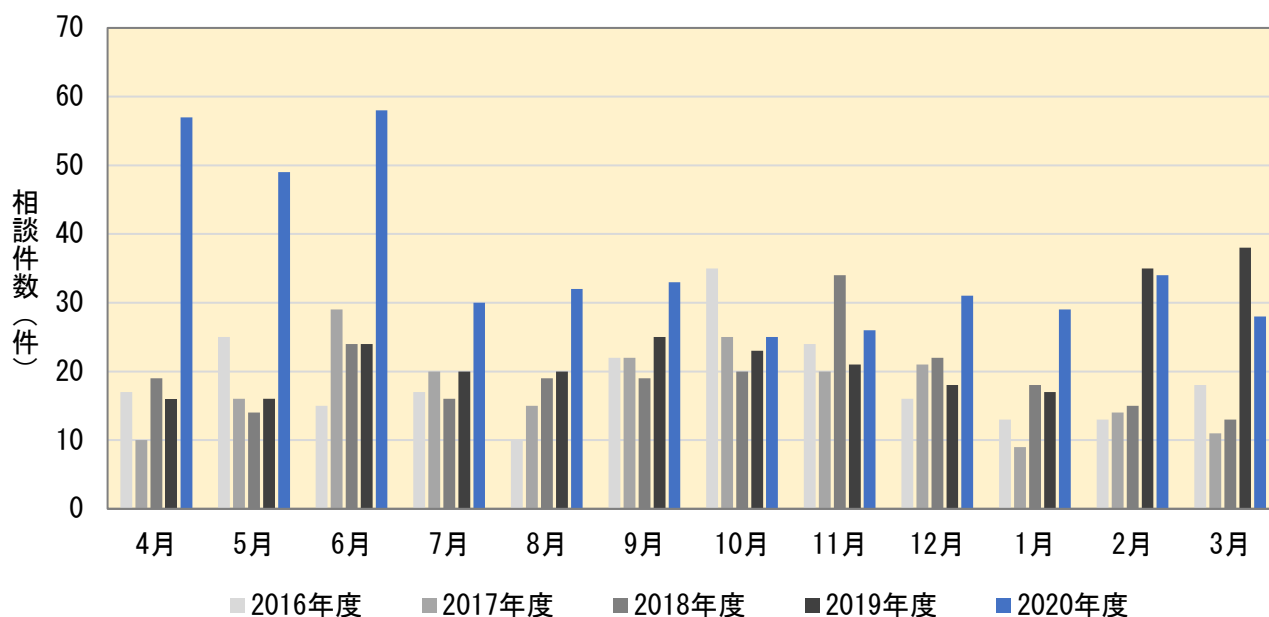
1.1 相談受付件数

2021年3月度相談受付件数 (3/1~3/26 実働:20日)

	事故クレーム 関連相談	品質クレーム 関連相談	クレーム関連 意見・報告等	一般相談等	意見・報告 等	合計	構成比
消費者・ 消費者団体	2	2	1	7	0	12	43%
消費生活C・ 行政	5	1	0	5	0	11	39%
事業者・ 事業者団体	0	0	0	5	0	5	18%
メディア・ その他	0	0	0	0	0	0	0%
合計	7	3	1	17	0	28	
構成比	25%	11%	3%	61%	0%		100%

相談内容区分(改定 2008年8月)

事故クレーム関連相談	製品の欠陥や誤使用などによって人的・物的な拡大被害が発生したもの
品質クレーム関連相談	拡大被害を伴わない、製品そのものの品質や性能に関する苦情
クレーム関連意見・報告等	事故の報告や品質の苦情に関する意見・要望など、当センターからコメントを出さないもの
一般相談等	一般的な相談・問合せ等
意見・報告等	一般的な意見・報告・情報の提供を受けたもの



相談受付数の推移 (2016~2020年度)

1. 2 受付相談事例および内容の紹介

※「臭い」と「ニオイ」の区別について

不快または好ましくない場合を「臭い」とし、柔軟剤・芳香剤・化粧品・香水等のように意図的に付加した場合を「ニオイ」と表記することにしていきます。「ニオイ」としたのは、意図的に付加した場合でも、不快とを感じる方がいるため、中立的なイメージとして表現しました。ただし、不快臭を付加した場合（ガス臭等）は「臭い」とすることにしていきます。

◆品質クレーム関連相談

- ◆ <不織布マスクの変色について> 「7枚入りの不織布マスクを購入後、数カ月間衣類用の引き出しに保管していた。使用しようとして封を開けたところ、マスクの一部がピンク色に変色していた。変色していた位置は封がされていた側で、接着剤で貼り付けてあっただけなので密閉されているわけではない。マスクの素材はポリプロピレンである。製造メーカーに送って見てもらったところ、保管条件によっては変色することがあるとの回答であった。このような現象はよくあることなのか」との相談を受けている。化学製品PL相談センターにも同様な相談はあるか。また、変色させる具体的な保管条件とはどのような条件か。〈消費生活C〉

⇒過去事例を確認しましたが、同様の事例はありませんでした。ポリプロピレン不織布はマスク以外にもオムツなどの衛生用品にも多く使用されています。一般的に、ポリプロピレンは製造時に使用される添加剤（酸化防止剤）が原因で変色することが知られていますが、本件の原因か否かは断定できません。具体的な変色の原因については製造メーカーにお問い合わせください。

- ◆ <防錆剤の臭いの取り方について> 1ヶ月前に、寝室の窓のサッシにスプレータイプ防錆剤を屋外から室内に向けて使用した。使用している時は気にならなかったが、室内に入るときつい臭いがする。使用から1ヶ月間、換気を心掛け、家具などは住居用洗剤で拭き、ハウスクリーニング業者にサッシや窓を洗浄してもらった。その結果、臭いはかなり弱くなったが、まだ臭う。他によい臭いの除去方法はあるか。使用した製品は廃棄してしまったので、製品名や成分などはわからない。化学製品PL相談センターは消費生活センターから紹介された。〈消費者〉

⇒一般的に臭いの除去は、発生源を除去するか、換気により臭いを外に出すことが効果的です。ハウスクリーニング業者による洗浄や自身での清掃・換気などできることはされており、効果も出ていると思います。今の対処法を継続されてはいかがでしょうか。

- ◆ <クッションフロアの変色について> 所有するアパートの1室のグレーのクッションフロアが液体を垂らしたようにまだらに茶色く変色した。その部屋は7ヶ月前に入居者が退出した際に業者に依頼して清掃を行っており、その後は現在まで空室の状態である。変色した部分を一部切り取って送るので変色の原因を調べてもらえないか。化学製品PL相談センターは消費生活センターから紹介された。〈消費者〉

⇒当センターは、原因の分析や調査は行っておりません。一般的にクッションフロアの素材にはポリ塩化ビニルが使われていますが、お伺いした話から、原因を推定することはできかね

ます。まずは清掃を実施した業者に状況を確認してもらってはいかがでしょうか。

◆事故クレーム関連相談

- ◆ <ヘアカラーを使用してかぶれ> 「ヘアカラーを使用したところ頭皮などがかぶれてしまった。皮膚科に通院し、回復するまでの3週間、仕事を休んでしまった。製造メーカーに申し出たところ、治療費の支払いには応じるが、休業補償には応じられないと言われた。納得がいかないで休業補償支払いの交渉をしてほしい」との相談を受けている。詳細は聴き込んでいないが化学製品PL相談センターを紹介してもよいか。〈消費生活C〉

⇒当センターではあっせんや仲裁は行なっておりませんので、製造メーカーとの交渉はできかねます。一般的に身体に使用する製品は、個人の体質や体調に起因することも多く、そのような場合には、製品の欠陥ではないと判断され、製造メーカーに賠償責任が発生しないこともあります。このような説明でよろしければ当センターをご紹介ください。

- ◆ <通販で購入した枕を使用して皮膚湿疹> 「インターネット通販で中国製の乳幼児用の枕を購入。ゼロ歳児に使用したところ、2、3日で皮膚湿疹を発症。皮膚科に受診し、回復後に再使用で同様の症状となり使用を中止した。購入した販売サイトには、ホルムアルデヒドの含有量は日本の規制をクリアしているとあったが、本当に規制が守られているか不安になった。販売事業者は中国の業者で直接問い合わせることが困難であり、購入した製品のホルムアルデヒドの含有量を調べてほしい」との相談を受けている。確かに、生後24か月以下の乳幼児用の下着、寝具等のホルムアルデヒド含有量は、「有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律」で16ppm以下とするよう定められており、乳幼児用の枕もこれに該当している。化学製品PL相談センターで調べてもらえるか。〈消費生活C〉

⇒当センターは、製品の分析や調査は行っておりません。独自に調査したい場合は、検査費用はご自身の負担となりますが、独立行政法人国民生活センターのウェブサイト(http://www.kokusen.go.jp/test_list/index.html)等に掲載されている検査機関のリストを参考にご自身で依頼していただくようご案内しています。また、国民生活センターの商品テストに子ども用衣類の分析を行った事例(http://www.kokusen.go.jp/test/data/s_test/n-20140306_3.html)が掲載されていますので、国民生活センターに相談されてはいかがでしょうか。

- ◆ <化学物質過敏症の相談について> 「近隣から流れてくる、タバコや洗濯物などあらゆる臭いで体調が悪くなる。だいぶ前に、専門医に受診して化学物質過敏症と診断されたが、有効な治療法が見つからず、現在、通院はしていない。一時期田舎で暮らしたこともあったが、それでも何かの臭いで体調が悪くなった。体調を改善させるためにどうすればよいか」との相談を受けている。化学物質過敏症の相談先として、化学製品PL相談センターを紹介してもよいか。〈消費生活C〉

⇒当センターとしては、お伺いした内容を月次報告「アクティビティノート」や年度報告書に、情報源が特定されない形で公表し、また関係する業界へ伝える等、情報の共有化を図ってまいります。それでもよろしければ、当センターをご紹介ください。化学物質過敏症はそ

の発生機序が未だ明らかにされておらず、治療法も確立されておりません。一般に化学物質過敏症は原因物質を避ける必要がありますが、様々な化学物質で症状が現れ、一般的には問題にされないような微量でも症状が現れるため、原因物質の特定は極めて困難とされます。体調が悪化しているようであれば、再度、受診して専門医のアドバイスを求めるように伝えてはいかがでしょうか。

- ◆ <近隣で使われる柔軟剤のニオイで体調不良> 自宅マンションの近隣で使用される柔軟剤のニオイが室内に流れ込んでくるため、持病の喘息が悪化し、咳や呼吸が辛くなる。管理組合に申し出て、柔軟剤のニオイで体調が悪くなる住人がいるので配慮するようにと注意を促す掲示をしてもらったが効果がない。室内に流れ込んだニオイは衣類にも付着してしまう。消臭スプレーなどニオイ成分を化学的に消臭できる製品を紹介してもらえないか。化学製品 PL 相談センターはインターネットで知った。〈消費者〉

⇒当センターは個別の製品の詳細情報は持ち合わせておらず、柔軟剤のニオイを化学的に消臭できる製品はわかりかねます。ご近所の洗濯物が出ていない時間帯に換気を試みてはいかがでしょうか。また、一般的に、香料を含む柔軟剤の成分は通常の洗濯で落とせます。

- ◆ <塩素系漂白剤等による職場の除菌で体調不良> 職場で新型コロナウイルス対応として、毎朝、塩素系漂白剤を薄めた液でデスク等の拭き掃除をしている。厚生労働省等が推奨している除菌方法では、塩素系漂白剤の薄め液で拭いた後に、更に水拭きすることとされているが、職場では水拭きはされていない。また、昼休みの昼食前に、同じところを、エタノールとクエン酸を含有する除菌剤で拭いている。自分は化学物質過敏症で色々な化学物質に過敏に反応してしまうが、異臭を感じ具合が悪くなってしまふ。職場の除菌方法を改めて貰おうと思っているが、このような使い方で塩素ガスが発生することがあるのか。化学製品 PL 相談センターは化学物質のリスクアセスメントについての相談窓口で紹介された。〈消費者〉

⇒塩素系漂白剤の主成分は次亜塩素酸ナトリウムです。次亜塩素酸ナトリウムが残留している状態でエタノールとクエン酸を含有する除菌剤を使用した場合、エタノールとの反応、またはクエン酸により液性が酸性になることで塩素ガスが発生する恐れがあります。しかしながら、除菌目的での使用の場合、次亜塩素酸ナトリウム濃度は 0.05% と薄く、分解（分解して塩化ナトリウムになる）も進んでいると考えられますので、塩素ガスの発生はないか、あったとしてもごく微量と考えられ、大きな事故に繋がる可能性は低いと思われます。ただし、ご自身が化学物質過敏症であり、実際に身体に異常を感じているとのことですので、職場に事情を話し、除菌方法に配慮して貰うとよいでしょう。塩素系漂白剤の液性は強いアルカリ性であり、薄め液で除菌した場合、被除菌面に微量ですがアルカリ剤が残留します。アルカリ剤による基材損傷や皮膚への刺激などを防ぐために、塩素系漂白剤の薄め液で拭き掃除した後には、水拭きすることが推奨されています。まずは、水拭きをするようにしてはいかがでしょうか。

- ◆ <部屋に置いた家電製品が壊れる原因について> 一般市民の方から「自宅の一室だけ、そこに置いておる家電製品が次々に壊れてしまふ。修理に訪れた複数の業者から、家電製品の基盤が通常の耐用年数より短い期間にダメになっていること、家電製品の置いてある部屋に異臭が

あることを指摘された。自分は、今まで異臭を感じていなかったが、異臭成分が故障の原因ではないかと思うようになった。また、健康への影響も心配になってきた。原因を調べてもらうことはできないか」という相談を受けている。化学製品 PL 相談センターで調べてもらうことはできるか。〈行政〉

⇒当センターは原因究明のための化学分析や検査は行っておりません。ご自身で調査を依頼する際に参考となる情報としては、独立行政法人製品評価技術基盤機構のホームページに掲載されている「原因究明機関ネットワーク総覧」

(<https://www.nite.go.jp/jiko/chuikanki/network/index.html>) があります。製品分野別に原因究明を行うことが可能な公的検査機関や民間検査機関等の情報をまとめたデータベースですので、これをご利用になって、調査をご検討ください。なお、分析に掛かる費用は依頼者の自己負担となります。

- ◆ 〈塩酸水と亜塩素酸ナトリウム水溶液の安全性について〉 自分は自治体の児童相談室の相談員である。化学やけど様の皮膚障害を負った 2 歳児を診察した医師から届出があり、その子の家庭を訪問して父親にヒアリングを行った。父親は外国人であり、子供の体の具合が悪くなったため、体調改善のための健康法として、塩酸水と亜塩素酸ナトリウムの水溶液を混合した液体を肌に塗布していたことが判明した。使用した塩酸水と亜塩素酸ナトリウムはそれぞれ透明な容器に入っており濃度などはわからなかった。事故の再発防止のため、このような行為は止めるように伝えたいと考えている。亜塩素酸ナトリウムを調べると食品添加物としても使用されている物質とあるが安全性はどうか。〈行政〉

⇒亜塩素酸ナトリウムは食品添加物として指定されている漂白剤、殺菌剤の 1 つですが、使用基準に使用対象とする食品や使用量が規定されており、食品添加物として適切に使用することが大原則です。食品添加物は、皮膚接触、目刺激性の安全性試験はしていません。この場合、食品添加物であるから安全とは言えません。また比較しても意味がないと思います。一般的に、亜塩素酸ナトリウム水溶液の液性はアルカリ性で、濃度によっては皮膚に対する腐食性を有することが知られています。また、亜塩素酸ナトリウムと塩酸を混合すると、亜塩素酸水となりますが、液性が酸性になると有害な二酸化塩素ガスが発生し、発生量によっては大変に危険です。いずれにせよ、亜塩素酸ナトリウムも塩酸も劇物に指定されている物質ですので、専門的な知識がなく取り扱うことは大変危険です。

◆クレーム関連意見・報告等

- ◆ 〈合成洗剤等の成分により化学物質過敏症を発症〉 9ヶ月前、専門医に受診し、化学物質過敏症と診断された。専門医のアドバイスに従って身の回りの製品や食品に影響の少ないものを選んで生活をしているが、他人の衣類についての洗剤や柔軟剤の成分で呼吸困難や胸の痛みなどの症状が出る。このような危険な製品は販売を禁止してほしい。化学製品 PL 相談センターは国民生活センターから紹介された。〈消費者〉

⇒当センターは民間の機関であり、事業者を指導できる立場にありません。お伺いした内容は、月次報告「アクティビティノート」や年度報告書に、情報源が特定されない形で公表

し、また関係する業界へ伝える等、情報の共有化を図ってまいります。

◆ 一般相談

- ◆ <防虫剤の臭いの除去方法について> 「親戚から預かった着物を保管しているが、防虫剤の臭いが強く、喉に刺激を感じる。3週間くらい換気をしていたが、消えないため、今はクローゼットに移して、外に臭いが漏れないようにしている。防虫剤は白い袋に入れており、製品名も成分もわからないがどうすれば臭いを除去できるか。」との相談を若い女性から受けている。臭いの除去方法はあるか。無臭の防虫剤はあるか。〈消費生活C〉

⇒日本繊維製品防虫剤工業会のウェブサイト (<https://www.bouchuko.org/index.html>) 「衣類についての防虫剤のニオイをとるには、どうしたらいいの?」とのQ&Aが掲載されています。回答は「衣類に付いた防虫剤のニオイは、風通しのよい所に吊るしておけば自然にとんでいきますが、お部屋では換気を行うようにしてください」とあります。また、同サイトに防虫剤は無臭タイプと有臭タイプがあるとの情報も掲載されています。参考になさってください。

- ◆ <二酸化塩素除菌剤の効果と安全性について> 「コロナ禍で色々な除菌剤が販売されている。〇〇という除菌剤について、販売元の△△社は、純粋な二酸化塩素を有効成分としており除菌効果が高く安全であるとしている。しかし調べてみると二酸化塩素は有害物質のようである。〇〇は除菌効果が高く、安全であるという訴求は信じてよいものだろうか」という相談を受けている。調べてみると、除菌剤〇〇には、置き型タイプ、スプレータイプ、首掛けタイプなどの商品バリエーションがあるようだ。こういった製品の除菌効果や安全性はどうなのだろうか。〈消費生活C〉

⇒当センターは個別の製品の性能・安全性についての詳細情報は持ち合わせておりません。また、この手の製品は雑貨品であり、効果や安全性に関連した法的な基準は設けられておらず、製造メーカーが独自に基準を設けているものと思われます。販売元の△△社に直接お尋ねになってはいかがでしょうか。一般的に、二酸化塩素は刺激臭のある気体です。気体のため取扱いが難しく、一般家庭向け製品は、亜塩素酸ナトリウムをベースに製剤化し、徐々に二酸化塩素を放散させるような工夫がされているようです。二酸化塩素が除菌効果を有することは良く知られており、プールの水の除菌などに使用されています。安全性について、二酸化塩素ガスの環境中での濃度基準値は設けられておりませんが、米国職業安全衛生局 (OSHA) にて、二酸化塩素ガスの職業性暴露の基準値として、8 時間加重平均値 (TWA、大多数の労働者がその濃度に1日8時間、1週40時間曝露されても健康に悪影響を受けないとされる濃度) が 0.1 ppm と定められていることから、この値が参考にされることが多いようです。

- ◆ <次亜塩素酸水を空間噴霧した場合の安全性と効果について> 「飲食店で新型コロナウイルスの感染予防対策として、テーブルの上に卓上型の次亜塩素酸水空間噴霧器が設置してあった。次亜塩素酸水を空間噴霧した時の安全性と新型コロナウイルスに対する効果はどうなのか」との問い合わせを受けている。どうなのか。〈消費生活C〉

⇒厚生労働省、経済産業省、消費者庁等は、新型コロナウイルスに有効な消毒・除菌方法として、手指の消毒にはアルコール消毒剤か石けん・ハンドソープによる手洗いが、物品の除菌には熱水、塩素系漂白剤、次亜塩素酸水、新型コロナウイルスに有効な界面活性剤を含有した家庭用洗剤等を推奨しています

(<https://www.meti.go.jp/press/2020/06/20200626012/20200626012-1.pdf>)。ただし、空間除菌については「消毒剤や、その他ウイルスの量を減少させる物質について、これが人の眼に入ったり、皮膚に付着したり、吸入されたりするおそれのある状況での空間噴霧をおすすめしていません。(空気や環境の表面の除染方法として有効かつ安全な噴霧が科学的に証明された事実は確認されておりません)」としています

(https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00001.html#Q4-5)。参考になさってください。

- ◆ <次亜塩素酸水を加湿器で空間噴霧することの安全性について> 「子供が通っている保育園で、新型コロナウイルスの感染予防対策として、次亜塩素酸水を加湿器に入れて空間噴霧を行っている。安全性はどうなのか」という相談を受けている。どうなのか。〈消費生活C〉

⇒厚生労働省は、「諸外国の知見も踏まえ、消毒剤や、その他ウイルスの量を減少させる物質について、これが人の眼に入ったり、皮膚に付着したり、吸入されたりするおそれのある人状況での空間噴霧をおすすめしていません。(空気や環境の表面の除染方法として有効かつ安全な噴霧が科学的に証明された事実は確認されておりません。)」としています

(https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00001.html#Q4-5)。新型コロナウイルスの除菌・消毒方法については、経済産業省、厚生労働省、消費者庁が合同で情報を公開しています

(<https://www.meti.go.jp/press/2020/06/20200626013/20200626013.html>)。参考にされるとよいでしょう。

- ◆ <インターネット販売における化粧品表示について> 「化粧品は薬機法(医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律)で使用されている全成分の表示が義務付けられているが、インターネット販売の場合、販売サイトの製品情報にも全成分表示を掲載して、購入前に全成分を確認できるようにしなければならないのではないか」との相談を受けている。インターネット販売における化粧品の規制はどうなっているのか。〈消費生活C〉

⇒化粧品は容器又は外装に原則として配合するすべての成分の名称を表示することが義務づけられています。ウェブサイト上でも、全成分表示により消費者の選択をより容易にすべきとの意見もありますが、現状では全成分表示は義務付けられていません。

- ◆ <購入した衣類のニオイの取り方> 新しく購入した衣類に独特の臭いが付いていることがある。自分はその臭いで気持ちが悪くなってしまふ。最近購入した衣類も、店頭で買うときには気付かなかったが家で着ようとしたら臭かった。衣類は、店頭で展示している時に多くの人が手に取るので、殺菌剤や抗菌剤のような薬剤で処理されているからではないかと思う。薬剤処理を止めるように、行政に働きかけているが希望するようには動いて貰えていない。せめて手元にある衣類の臭いを取りたいと思うがどうしたら取れるのか。化学製品PL相談センターは

消費生活センターで紹介された。〈消費者〉

⇒一般的に、衣類に付いた臭いを取る方法としては、①陰干しをして外気に当てる、②洗濯をする、③衣類用消臭剤を使用するの 3 つの方法があります。お伺いしたお話から、臭いの元となる物質を取り去りたいのならば洗濯がよいと思われます。お試しになってください。

- ◆ **〈化粧品の成分について〉** 病院で甲状腺の疾患と診断され、ヨード、海藻エキス、海藻エキス由来の成分を含有した化粧品を使用しないと言われていた。自分が使っている化粧品について、これらの成分が使われているかどうかを教えてください。化学製品 PL 相談センターはインターネットで知った。〈消費者〉

⇒当センターは個別の製品の詳細データは持ち合わせておらずお答えしかねます。製造メーカーにお問い合わせください。

- ◆ **〈塗料が廃棄された土壌で栽培した野菜を食べた時の安全性について〉** 7 年前に自宅の外壁塗装をした際に、業者が余った塗料を家庭菜園に廃棄した。その後、その菜園で野菜を栽培し食してきた。最近、体調が悪くなり検査をしたところ、難病と診断された。5 年前には主人を癌で失くしており、家庭菜園で栽培した作物を食べたことで塗料に含まれる有害物質が影響したのではと後悔している。廃棄された塗料の成分はわからないが、塗料にはトルエンやキシレンなどの有害な物質が使用されているとの情報もある。自身の病気や主人の癌に影響を与えたのかどうかを知りたい。化学製品 PL 相談センターは消費生活センターから紹介された。〈消費者〉

⇒お問い合わせのトルエンやキシレンは塗料の有機溶剤として使用されることがある物質です。工場などの作業環境で長期に曝露する場合などは健康上の問題があり、事業者が扱う際には、厳しい規制がありますが、人に対する発がん性は認められておりません。何れも揮発性であり大気中に揮散しやすく、土壌中に残ったとしても微生物により分解されます。屋外に廃棄したのであれば、長期の影響は考えられません。断定はできませんが、一般的には、限定された量が庭に撒かれた程度では、健康上問題になることはないと思われます。あまり深刻にならずに、まずはご自身のご病気の治療に専念されてはいかがでしょうか。

- ◆ **〈体内に蓄積している化学物質の検査について〉** 30 年ほど前、自宅の隣が化学物質を使う事業者であった。自分は現在、悪性腫瘍など複数の疾病に罹患しているが、当時の化学物質が体内に蓄積しているせいではないかと疑っている。体内に蓄積している化学物質を調べたいが、どこで調べられるか。化学製品 PL 相談センターはインターネットで知った。〈消費者〉

⇒当センターでは、体内に蓄積した物質を調べる機関についての情報は持ち合わせておりません。掛かりつけ医にご相談なさってはいかがでしょうか。

- ◆ **〈足用サポーターの安全性について〉** テレビショッピングで足が暖くなるサポーターを注文したが、家族からこのような製品にはアスベストが含まれているのではと言われた。どうなのか。化学製品 PL 相談センターは市役所から紹介された。〈消費者〉

⇒当センターでは個別の製品の性能・品質、安全性などに関する詳細情報は持ち合わせており

ません。製造メーカーにお問い合わせください。アスベストは石綿とも言い、微細な繊維状の粉塵の吸入により健康被害を引き起こす危険性があるため、労働安全衛生法により、製造・輸入・譲渡・提供・使用が禁止されています。一般的に、お問い合わせの用途で使用されることはないと思われます。

- ◆ <エチルベンゼンの有害性> 2ヶ月前に敷地内にコンテナハウスを設置した。設置の際にドアを塗装したが、刺激臭を感じた。特に体調に異常はないが、業者が置いていった缶にエチルベンゼンの成分表示があった。インターネットで調べると発がん性があるとの情報があった。コンテナ内で過ごすこともありシックハウス症候群も心配である。このような有害な物質を使用することは問題ではないか。化学製品PL相談センターはインターネットで知った。〈消費者〉

⇒エチルベンゼンの発がん性はGHS(化学品の分類及び表示に関する世界調和システム)分類の区分2で、「ヒトに対する発がん性が疑われる」レベルに相当します。労働安全衛生法の特別化学物質障害予防規則(特化則)の第2類物質に該当し、事業者が扱う場合には、事故防止のための具体的な措置が義務付けられていますが、使用が禁止されている化学物質ではありません。また、厚生労働省はシックハウス症候群の原因となりうる13物質について、室内濃度指針値(ヒトがその濃度の空気を一生涯にわたって摂取しても、健康への有害な影響は受けないであろうと判断される室内濃度)を公表しており、エチルベンゼンも該当しますが、法的な規制値ではありません。お伺いした話から、エチルベンゼンは塗料を薄める際に使用するシンナーの成分として使用されたものと思われます。エチルベンゼンは、徐々に揮散し、塗料の乾燥に伴い塗装面から無くなります。臭いがする間はできるだけ換気を心掛けてください。

- ◆ <フルボ酸を含有する除菌・消臭剤について> 娘がインターネット通販でフルボ酸を含有する除菌・消臭剤〇〇を購入して使用しており、父親の自分にも使えと言ってくる。自分は、効果や安全性が気になったので販売元の△△に問い合わせたが、納得できるような明確な回答は得られなかった。この手の製品の効果や安全性はどう捉えたらいいのだろうか。化学製品PL相談センターは消費生活センターで紹介された。〈消費者〉

⇒当センターでは個別の製品の効果や安全性に関する詳細情報は持ち合わせておりません。これらの製品情報は販売元(あるいは製造メーカー)が所持しておくべきものです。明確な回答が得られなかったとのことですが、効果や安全性について、どの様なエビデンスを持っているのか具体的に提示して貰うようにされてはいかがでしょうか。一般にフルボ酸とは、植物などが微生物により分解された最終生成物である腐植質(フミン質とも言う)の成分で、疎水性有機酸を総称したものです。天然物由来で単一化合物ではないため、採取した場所や元の植物により異なる性質を持つことも考えられます。販売元(あるいは製造メーカー)の提示する情報により判断されるとよいでしょう。

- ◆ <「化学産業におけるPL対策ガイドライン」入手希望> 業務上、安全データシート等の作成に際して、日本化学工業協会が刊行した「化学産業におけるPL対策ガイドライン」を参考にしたいと考えている。入手したいがどうしたらよいか。〈事業者〉

⇒ご希望の冊子は、日本で製造物責任（PL）法が施行された 1995 年に刊行され、2013 年に改定第 1 版が刊行されています。どちらも、日本化学工業協会の会員企業に配布されましたが、現在は絶版となっており、ご希望に沿うことは出来かねます。

- ◆ <次亜塩素酸と次亜塩素酸ナトリウムを含有する除菌剤の空間噴霧について> 職場の新型コロナウイルス対策として〇〇社の△△の導入を検討している。△△は次亜塩素酸、次亜塩素酸ナトリウム、塩化ナトリウム、水からなる除菌剤で、超音波式の噴霧器で室内空間のウイルスを不活性化するというもの。厚生労働省の情報で次亜塩素酸水の空間噴霧が推奨されていないことは承知しているが、△△は次亜塩素酸水とは異なるので使用してもよいのだろうか。化学製品 PL 相談センターは消費生活センターで紹介された。〈事業者〉

⇒厚生労働省は、「諸外国の知見も踏まえ、消毒剤や、その他ウイルスの量を減少させる物質について、これが人の眼に入ったり、皮膚に付着したり、吸入されたりするおそれのある人状況での空間噴霧をおすすめしていません。(空気や環境の表面の除染方法として有効かつ安全な噴霧が科学的に証明された事実は確認されておりません。)」としています

(https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_0001.html#Q4-5)。新型コロナウイルスの除菌・消毒方法については、経済産業省、厚生労働省、消費者庁が合同で情報を公開しています

(<https://www.meti.go.jp/press/2020/06/20200626013/20200626013.html>)。参考にされるとよいでしょう。

- ◆ <苛性ソーダ（水酸化ナトリウム）が皮膚についた時の応急処置について> 自分は苛性ソーダを取り扱う事業場に勤務している。先日、苛性ソーダが皮膚に付いたことで火傷を負う事故が発生した。そのため、現在、皮膚に付いた場合の応急処置について現場に周知するよう提案したい。正しい応急処置法を教えてほしい。化学製品 PL 相談センターはインターネットで知った。〈事業者〉

⇒苛性ソーダは皮膚や眼に対する腐食性が高く、労働安全衛生法ではラベル表示と安全データシート（SDS）交付の通知義務対象物質となっています。取り扱い事業者はリスクアセスメントが義務づけられており、その結果を労働者へ周知することが規定されています。職場の管理者に製造メーカーから提供されている SDS に記載されている正しい応急処置を確認させることをお勧めします。一般的に SDS では、応急措置として「皮膚についた際は、直ちに皮膚を流水、シャワーで洗うこと、その際に汚染された衣類をすべて取り除くこと、汚染された衣類を再使用する場合には洗濯すること、眼に入った場合は、直ちに水で数分間注意深く洗うこと、コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外し、その後も洗浄を続けることとされています。いずれの場合も、直ちに医師に連絡すること」とされています。

- ◆ <イエローカードの携行について> 弊社は運送業者である。ドライバーに携行させるイエローカードにいて、携行しなかった場合に罰則あるか、また、イエローカードの作成を荷主ではなく、運送会社が作成することがあるかなどを確認したい。化学製品 PL 相談センターはインターネットで知った。〈事業者〉

⇒イエローカードとは、危険物を陸上輸送する際に携行することになっている「緊急連絡先カード」のことです。輸送する物質によって、規制される法律が異なり、係る法律により罰則や罰金があります。詳細については、一般社団法人日本化学工業協会が発行している「物流安全管理指針 平成 23 年度改訂版」の付属書に掲載されています。当該指針の入手については、当該協会のウェブサイトをご確認ください

(<https://www.nikkakyo.org/publication-list/5266>)。

- ◆ <エッセンシャルオイルの小分け販売について> 今まで、ワークショップを開催し、その場でエッセンシャルオイルを販売していた。コロナ禍で対面のワークショップが開催できなくなったため、オンラインで開催し、小分けしたエッセンシャルオイルを販売することを検討している。小分けしたエッセンシャルオイルにどのような表示が必要か関連する業界団体に確認したところ、雑貨であり法規制はなく、自主基準もないと言われた。小分けして販売するにあたり、法的にどのような表示が必要か。〈事業者〉

⇒エッセンシャルオイル（精油）は植物の花や葉、木部、果皮、樹皮、根、種子などから抽出された揮発性の油の総称で、様々な成分から成っています。日本では薬効が認められている一部のエッセンシャルオイルが日本薬局方 (<https://www.pmda.go.jp/rs-std-jp/standards-development/jp/0013.html>) に収載されており医薬品扱いとなる場合がありますが、それ以外は雑品扱いとなり、表示等の法規制はありません。しかし、一般に販売する場合には、製品の欠陥に由来する事故により、人の健康や財産に関わる損害が生じた場合には製造物責任を問われます。表示に不備があった場合も注意・警告上の欠陥と見なされず。販売しようとしているエッセンシャルオイルの安全性情報を基に、用途、使い方、使用上の注意、応急処置等の一般的な製品表示を行い、特に安全性上注意が必要な事柄は、適切な警告表示を行う必要があるでしょう。



静かな時限爆弾アスベスト

アスベストは石綿とも言い、天然に産出する繊維状の鉱物の集合体の総称で、鉱物学上はクリソタイル、アモサイト、クロシドライトなどの 6 種類ほどに分類されています。どれも、非常に細い繊維状結晶で、耐久性、耐熱性、耐薬品性、電気絶縁性に優れ安価なことから、かつては建築材料、電気製品、自動車等、様々な用途に使われていました。アスベストの粉塵は、目に見えないほど微細な繊維状(髪の毛の 5,000 分の 1 の太さ)で、吸い込むとじん肺、悪性中皮腫、肺がんなどの健康被害の原因となることが知られています。このため、1970 年代半ばから使用が規制されるようになり、これが段階的に強化され、2006 年 9 月には労働安全衛生法の改正により、アスベストの含有量が重量の 0.1% を超える製品の製造・輸入・使用が禁止されました。これにより、新たに使われることはなくなりました。



今では使われていないアスベストですが、問題が全くない訳ではありません。ここでは、アスベストの現状と今後の課題について解説します。

アスベストは「静かな時限爆弾」

アスベストによる疾病はどれもばく露から発症までの潜伏期間が長く、「静かな時限爆弾」と呼ばれることがあります。

肺が線維化してしまうじん肺の一つである石綿(アスベスト)肺の場合、職業上、アスベスト粉塵を 10 年以上吸入した労働者に起こるとされており、潜伏期間は 15~20 年です。アスベストによる肺がんは、そのメカニズムは未だ十分に解明されていませんが、肺胞に取り込まれたアスベスト繊維の物理的刺激により発生すると考えられており、潜伏期間は 15~40 年です。臓器を取り囲む胸膜、腹膜、心膜等にできる悪性の腫瘍である悪性中皮腫は、潜伏期間 20~50 年です。

アスベストを吸い込んだ量とこれらの疾病の間には相関関係が認められており、健康被害は一般に、長期的に吸い込むような環境に身をおいた場合、つまり仕事で扱っていた労働者で多く報告されています。

どのくらいアスベストを吸い込んだら健康被害が発生するのか気になる所ですが、短期間の低濃度ばく露の危険性については不明な点が多く、明らかにされていません。

古い建物にはアスベストが使用されている！

1970 年から 90 年にかけて年間約 30 万トンのアスベストが輸入されており、そのうち 8 割超が

建材に使用されたと言われていています。使われ方としては、アスベスト含有吹き付け材、アスベスト保温材、アスベスト成型板等があります。アスベストは微細な粉塵を吸入することで健康被害を生じるものなので、使われているだけで危険ということではありません。しかし、アスベスト含有吹き付け材は経時的な劣化で粉塵を生じる可能性が指摘されています。アスベスト保温材、アスベスト成型板は経年劣化による飛散はありませんが、建物の改装・解体時に破壊されることで粉塵を生じる恐れがあります。

今後は、アスベストが大量に輸入使用された 1970 年～1990 年頃に建てられた建築物が老朽化に伴う建て替えの時期に来ていることから注意が必要です。

建築物の解体や増改築時のアスベスト含有製品の扱いについては、建築基準法、大気汚染防止法、建設リサイクル法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、石綿障害予防規則等で、飛散しやすさのレベルに応じて規制があり、それぞれ適切な処理を行なうことが求められています。また事前に届出が必要な場合もあります。一般家庭では、築年数や工事の規模・内容にもよりますが、アスベスト飛散レベルは比較的低いと思われませんが、それでも思わぬ事故を起こさぬよう、十分な注意が必要です。

ベビーパウダーへのアスベストの混入について

当センターへの問い合わせで、ベビーパウダーへのアスベストの混入について聞かれることがあります。「ベビーパウダーにはアスベストが含有されていると聞いたのだが、使用により健康被害に遭うようなことはないか？」といったものです。

ベビーパウダーへのアスベストの混入については、1985 年から 1986 年頃にベビーパウダーの原料に使用されていたタルクの不純物として、アスベストが混入した製品があることが指摘されました。タルクは天然の鉱物である滑石を粉砕したのですが、鉱脈にアスベストが混入することがあり、意図的に配合していなくても、管理をしっかりとしないとアスベストが検出されることがあるのです。これを受けて厚生労働省はベビーパウダーに使われるタルクの品質に関する通達を出して、アスベストの含有について規制値を設けました。1987 年の通達では 1%以下とされていましたが、2006 年の労働安全衛生法の改正に伴い 0.1%以下に強化されています (http://www.tokyo-eiken.go.jp/files/k_yakuji/i-sinsa/cosmetics/tsuuchi/200610161016002.pdf)。これにより、その後の製品には実質的にアスベストの使用はなくなりました。

珪藻土バスマットからアスベストが検出！

2020 年末に珪藻土バスマットからアスベストが検出され、製造メーカーが自主回収するという騒ぎになりました。タルクの場合と違い、アスベストは火成岩、珪藻土は堆積岩と生成するメカニズムが違いますので、珪藻土そのものへのアスベストの混入は考えにくく、どこでどのように混入したかは調査中で未だ明らかになっていません。

今のところ、これらの製品による健康被害の報告はなく、自主回収となったのは、アスベストの含有量が 0.1%を超える製品の製造・輸入が禁止されていることに対する対応と考えられます。厚生労働省も「固形のバスマットについては、通常の使い方で使用している限りは石綿（アスベスト）が飛散するおそれはなく、健康上の問題を生じさせるおそれはありません。しかしながら、削ったり割っ

たりした場合など破損したときには飛散するおそれがありますので、破損しないようにお願いします」とのコメントを出しています (https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_15817.html)。もし手元にある場合、過度に心配する必要はありませんが、取扱いに注意し、回収の指示に従って対応するようにしてください。

化学物質は製造、使用、廃棄のプロセスで適切な管理が必要ですが、アスベストは有害性が高く、取扱いを間違えると重篤な健康被害に繋がります。このため、かつては大量に使われていましたが、現在は使われなくなっています。しかし、未だに身の回りにはアスベストが使われている製品は存在します。アスベストの性質を理解して適切に対処するようにしましょう。



製造物責任（P L）法に関連した よくある問い合わせ ～欠陥と因果関係の立証～

一般消費者から、「ある製品を使って身体被害や財産被害を受けたのだが、製造事業者申し出るに当たり、事故原因を特定したいので、製品の成分分析を行ってほしい」という相談を受けることがあります。製品事故の場合、被害者はその製品の製造業者等に損害を被った旨を申し出て損害賠償等を受けることとなりますが、事故原因をはっきりさせておかないと、うやむやにされて損害賠償を受けられないのではないかという思いがあるようです。



確かに、製造物責任（P L）法で製造業者等に損害賠償責任を問うには、ある製品により「損害」が発生したこと、その製品に「欠陥」が存在し、損害が製品の欠陥により生じたこと（「因果関係」の存在）を証明する義務があります。しかし、製品についての知識や情報を持っていない消費者にとって、具体的な欠陥原因を特定することは容易ではありません。特に化学製品の場合、製品の外観からは欠陥の有無が判別できないことが多く、一般消費者が欠陥と因果関係の証明を科学的なレベルで行うのはハードルが高いように感じます。実は、誤解されていることが多いのですが、P L法は被害者に科学的で誰にも有無を言わせないレベルの欠陥と因果関係の立証は求めていません。

P L法において欠陥とは、「当該製造物の特性、その通常予見される使用形態、その製造業者等が当該製造物を引き渡した時期その他の当該製造物に係る事情を考慮して、当該製造物が通常有すべき安全性を欠いていることをいう」とされています。そして欠陥の証明は、一般的な経験則から、「通常有すべき安全性を欠いている」を推認できればよしとされており、欠陥の箇所や具体的原因、その発生機序についてまで立証する必要はないのです。

損害と欠陥の因果関係の証明についても、①当該製造物が通常の用法に従って用いられたこと、②その製造物の使用によって身体又は財産に通常生ずべきでない異常な損害が生じたこと、の2つを主張立証すればよいのです。

このことを知ると、製造業者等に申し出るハードルも下がるのではないのでしょうか。日本で起こされるP L訴訟の数はそれほど多くありません。その理由は定かではありませんが、訴訟してまで争うことを好まない国民性があり、多くが被害者と製造業者等との相対交渉で和解・決着していることによると思われます。

誠実な製造業者であれば、損害の申し出に対し、きちんと原因調査を行った上で対応することでしょう。製造業者にとって、単にクレーム対応ということだけでなく、製品の欠陥が判明した場合、その内容によっては被害拡大防止のためリコールが必要なケースもあり、迅速な対応が求められています。そういう観点からも、まず製造業者等に申し出ることをお勧めいたします。

化学製品PL相談センター ニュースメールメンバー 登録受付中



『アクティビティノート』の発行や、催し物、出版物のご紹介など、当センターの最新情報を随時お知らせする e-メールサービスです。

- ・人数や資格の制限はありません。(誰でも登録できます)
- ・費用は無料です。(インターネット通信費・接続費は各自でご負担ください)
- ・お申し込みはE-mail (PL@jcia-net.or.jp) で。
(件名に「ニュースメールメンバー登録」とご記入ください)
- ①ご氏名(フリガナ) ②お勤め先(フリガナ) ③ご所属・お役職・ご担当など
④ご連絡先(勤務先か自宅かを明記)の住所・TEL・E-mailアドレス

※ご連絡いただきました個人情報は、当センターのプライバシーポリシーに則り適正に管理いたします。

出前講師のご案内



化学製品PL相談センターに寄せられた相談事例を基に、化学製品による事故を防ぐための生活上の注意点等についてお話させていただきます。

各地の消費生活講座や、地域のサークルの勉強会などに、ぜひご活用ください。

日時・費用・その他の詳細につきましては、お気軽にご相談ください。

(TEL 03-3297-2602 担当：登坂(トサカ))

アクティビティノートに関するご意見・ご感想をお待ちしております。

化学製品PL相談センター

〒104-0033 東京都中央区新川1-4-1 住友六甲ビル

TEL : 03-3297-2602 FAX : 03-3297-2604

URL : <http://www.nikkakyo.org/plcenter/>

本レポートに掲載した内容の無断転載を固く禁じます。